

2019年7月4日
全国港湾 19 発第 3 号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)


全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎

放射線量検査に係る暫定確認書の一方的破棄に対する取り組み指示

日港協は、「放射能検査の実施の要否を含め、貨物の放射能汚染対策につきましては、各会員店社においてご判断頂きたく、この旨連絡します」との文書を2019年7月1日付けで発信しました。これは、「福島第一原発事故に伴う放射能汚染問題(中古自動車・建機等)に関する暫定確認書(2011年8月17日付)」を一方的に破棄するもので、港湾労働者の放射能汚染に係る健康被害への不安に忝えないことを表明したものである。

全国港湾は、緊急常任中執を行い本件について検討し、港湾労使の信義をも損なうものであり断固として抗議すること、並びに、各単組・地区港湾の取り組みについて確認した。

については、各単組・地区港湾は、公文第1号(7/1付)にもとづく緊急取り組みに加え、下記の取り組みを行うよう指示する。なお、事態の緊急性に鑑み、可及的速やかなる取り組みを要請する。

記

1. 各地区港湾は、当該地区港運協会に対し、別添の地区申し入れ書(案)を参考に各地区港湾議長(委員長)名で申し入れを取り組むこと。申し入れの主旨は、協定破棄への抗議、現行の検査体制を維持すること、線量検査を行っていない貨物(中古自動車・建機等)の荷役は行わない、の三点である。
2. その際、別添の日港協に対する「抗議と申し入れ」を提出すること。
3. 各単組は、地区港湾の取り組みが成功裏に行われるよう縦指示を取り組むこと。
4. なお、日港協にたいする抗議は港運同盟と連名で行っていることから、地区における取組に際しても、港運同盟との調整を行い取り組むこと。その具体化については、各地区港湾の判断に委ねる。

以 上

- <添付> ① 抗議と協議の申し入れ/日港協宛
② 地区港湾名の申入書(案)